

日本学生支援機構奨学金（大学院）の申請について

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人を対象とした、卒業後に返還が必要な奨学金制度です。返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申込をおこなってください。

申込について

予約採用

本学社会科学研究科への入学予定者を対象に、事前に奨学金の利用を予約する制度です。毎年9月下旬から本学HPにて募集案内を掲示しています。希望者は本学HPを確認のうえ、商科キャンパス国際交流・学生課JASSO担当までメールにてお問合せください。

採用候補者に決定しても、入学後所定の手続きを完了しない場合は正式な採用とはなりません。また、本学に入学しなかった場合は採用候補者の権利を失います。

※返還免除内定制度の申請を希望している方は、第一種奨学金の予約採用の申込をおこなってください。

《問合せ先》国際交流・学生課(JASSO 担当)
TEL : 078-794-5220
Mail : gakusei_campus★ofc.u-hyogo.ac.jp
メール送信の際は「★」を「@」に変更してください

在学採用

大学院へ入学した後に本学を通じて新規に申込をする制度です。毎年春(4月)と秋(10月)に募集をおこないます。ユニバーサルパスポート(学内情報システム)や学内掲示にて案内をします。希望する学生は、商科キャンパス国際交流・学生課JASSO担当までお問合せください。

緊急採用・応急採用

生計維持者(学生本人及び配偶者)の失業、事故、病気、死亡等又は震災、風水害等災害により家計が急変し奨学金を緊急に必要とする学生を対象とする制度です。隨時募集をおこなっています。商科キャンパス国際交流・学生課JASSO担当までご相談ください。なお、急変事由発生から12ヶ月以内の申込が必要です。

貸与奨学金の種類と貸与額について

機構の貸与奨学金には次の4種類があります。併願(第一種不採用なら第二種希望等)や併用(第一種・第二種希望等)も選択可能です。なお、第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。(授業料後払い制度は修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程を対象とした制度です。修士課程、博士後期課程の学生は利用できません。)また、入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金または第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。入学時特別増額貸与奨学金のみを申し込むことはできません。

種類	利子	貸与時期	貸与額	
第一種奨学金	無利子	毎月1回	修士課程相当	月額50,000円または88,000円
			博士課程相当	月額80,000円または122,000円
授業料後払い制度	授業料支援金	学校が指定する月	国公立:年額(最大)535,800円、私立:年額(最大)776,000円 (この額を「支援対象授業料」という。)に、保証料相当額を加えた額	
		毎月1回	月額0円(利用しない)、2万円、4万円から選択	
第二種奨学金	有利子	毎月1回	月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択 ※法科大学院は月額15万円を選択した場合に限り、4万円または7万円の増額ができます。	
入学時特別増額貸与奨学金		初回振込時に1回限り	10万円から50万円の間で10万円単位の額で選択	

申込から採用～貸与終了返還開始までの流れ

募集・申込

予約採用は9月下旬に本学HP「重要なお知らせ」にて掲載。

在学採用は春(4月)と秋(9月)の年2回募集。ユニバーサルパスポート(学内情報システム)や学内掲示にて案内します。

選考

学力の推薦基準を満たしている申請者を本学が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行います

採用(候補者)決定

予約採用申請者はJASSOより本学へ採否結果の書類一式が届きます。学生住所へ書類を送付します。
在学採用申請者は奨学金の振込をもって採否の確認をしてください。本学から採否の通知はありません。

書類交付

奨学生証や返還誓約書等採用関係書類がJASSOから届き、本学を通じて配付します。ユニバーサルパスポートで連絡します。

返還誓約書の提出

JASSOと奨学生との間における貸与及び返還の条件等を明示した契約書(約定書)です。印字内容を確認し、署名、添付書類を添えて国際交流・学生課まで提出してください。

継続願

毎年12月に経済状況や来年度の奨学金継続希望の有無をインターネットから報告します。

適格認定(学業)

当該年度の学修状況等を踏まえて、JASSOが次年度の奨学金継続可否を判定します。

貸与終了

返還確認票等返還関係書類がJASSOより発行され国際交流・学生課より交付します。

返還

貸与終了の翌月から7ヶ月後(3月貸与終了の場合は10月)から返還が開始されます。

原則、毎月27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に口座振替(引落)により返還します。